

平成25年度 行政書士試験 [解説]

法律資格・公務員
法科大学院



伊藤塾
行政書士試験科

正解
3

平成25年度 問題1 法の解釈

1 妥当でない

本肢のように、甲の事件につき規定がなく、類似の乙の事件に関しては明文の規定がある場合において、甲にも乙の規定を準用しようとするのは、「類推解釈」である（「反対解釈」については、肢2の解説参照）。

2 妥当でない

本肢のように、乙についてのみ規定があり、甲に関する規定が欠けているのは、甲に対する乙の規定の準用を排除する立法者の意志である、という理由から、甲に対しては乙の場合と反対の解釈を下すのは、「反対解釈」である。なお、「勿論解釈」とは、ある事項について法が規定していることを他の同一属性を持つ事項にあてはめることが、常識的に当然とされる場合をいう。

3 妥当である

肢1の解説のとおり、本肢のような解釈をするのは、「類推解釈」である。

4 妥当でない

肢2の解説のとおり、本肢のような解釈をするのは、「反対解釈」である。なお、「拡大（拡張）解釈」とは、法の目的に照らして、法規の文言等を日常一般に意味する以上に拡張して広く解釈する手法をいう。

5 妥当でない

肢1の解説のとおり、本肢のような解釈をするのは、「類推解釈」である。なお、「縮小解釈」とは、法の目的に照らして、法規の文言等を日常一般に意味する以上に縮小して解釈することをいう。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成25年度 問題2 司法制度改革

ア 明らかに誤っているとはいえない

本記述のような適格消費者団体（消費者契約法2条4項）による差止めを請求する消費者団体訴訟制度は、2006年の消費者契約法の改正により導入されたものであり（同法12条以下）、2007年より運用されている。また、2008年の法改正により、消費者団体訴訟制度の対象が景品表示法と特定商取引法にも拡大された（景品表示法10条、特定商取引法58条の18以下）。

イ 明らかに誤っている

本記述のような損害賠償を請求することができる集団代表訴訟の制度（クラスアクション）は、一般的には未だ導入されていない。

ウ 明らかに誤っている

刑事訴訟において、裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる（公判前整理手続 刑事訴訟法316条の2以下）。これに対して、民事訴訟においては、争点及び証拠の整理手続に関する制度は設けられている（民事訴訟法164条以下）が、公判前整理手続の制度は導入されていない。

エ 明らかに誤っているとはいえない

検察審査会が、検察官の不起訴処分の当否に関し起訴を相当とする議決をした後、検察官からあらためて不起訴処分とした旨の通知を受けた場合において、検察審査会が再度の審査によりあらためて起訴を相当と認め、8人以上の多数をもって起訴すべき旨の議決（起訴議決）を行ったとき（検察審査会法39条の5第1号、41条1項、3項、41条の2第1項、41条の6第1項参照）は、裁判所は、起訴議決にかかる事件について公訴の提起及びその維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない（同法41条の9第1項）。そして、指定弁護士は、起訴議決にかかる事件について公訴を提起し、その公訴の維持をするため、検察官の職務を行う（同法41条の9第3項）。

オ 明らかに誤っているとはいえない

日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法に基づいて設立された法人であり、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としている（総合法律支援法14条）。法テラスは、その業務として、情報提供業務（同法30条1項1号）、民事法律扶助業務（同項2号）、国選弁護等関連業務（同項6号）、司法過疎対策業務（同項7号）等を行う。

以上により、明らかに誤っているものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
5

平成25年度 問題3 国籍法違憲判決 藤田裁判官意見

本問は、日本国民の父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された非嫡出子のうち、父母が法律上の婚姻をしていない者のみが日本国籍を取得できないという区別を生じさせている旧国籍法の規定の合憲性が問題となった事案における最高裁判所判決（最大判平20. 6. 4）の藤田宙靖裁判官の意見を題材としたものである。

ア 不作為 イ 法の下での平等

本事案においては、日本国民である父から出生後認知された者のうち、準正要件を満たさない子について日本国籍の取得を認める立法をしていないこと（立法不作為）が、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反しないかが問題とされている。したがって、空欄アには「不作為」、空欄イには「法の下での平等」があてはまる。

ウ 拡張

本意見では、具体的な立法がされていない場合において、司法権が現行法の解釈により救済する方途について言及している。本事案のような場合、司法権としては、救済するための具体的な立法がない以上、現行法の規定を拡張する方向で解釈し、これを広く適用することで救済を図ることになると考えられる。したがって、空欄ウには「拡張」があてはまる。

以上により、空欄に入る語句の組合せとして、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
4

平成25年度 問題4 私法上の法律関係における憲法の効力

1 誤り

最高裁判所は、私法上の法律関係における憲法の効力について、本肢のような判断を示していない。なお、憲法の人権規定が私人間においても直接に適用されるとした場合、私的自治の原則及び契約自由の原則の否定になりかねないなどの問題があることから、通説的見解は間接適用説をとっている。この間接適用説は、人権の対国家権力性という伝統的な観念を維持し、私的自治の原則を尊重しながら、人権規定の効力の拡張を図るという観点から、民法90条等の私法の一般条項を、憲法の趣旨を取り込んで解釈、適用することによって、間接的に私人間の行為を規律しようとする見解である。そして、最高裁判所の判例も、この間接適用説の立場に立っていると解されている（三菱樹脂事件 最大判昭48.12.12参照）。

2 誤り

最高裁判所の判例によれば、私立学校が伝統ないし校風と教育方針を学則等において具体化し、これを実践することは当然に認められる。そして、実社会の政治的社会的活動にあたる行為を理由として私立学校が退学処分を行うことは、直ちに学生の学問の自由及び教育を受ける権利を侵害し公序良俗に違反するものでなく、また、当該退学処分は学生らの思想、信条を理由とする差別的取扱いではない（昭和女子大事件 最判昭49.7.19）。

3 誤り

性別による差別を禁止する憲法14条1項の効力は労働関係に直接及ぶことになるとした最高裁判所の判例はない。なお、最高裁判所の判例によれば、株式会社の就業規則中、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに基づきものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効であるとされる（日産自動車事件 最判昭56.3.24）。

4 正しい

最高裁判所の判例によれば、国が行政の主体としてではなく私人と対等の立場に立って、私人との間で個々の締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為と何ら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けない（百里基地訴訟 最判平元.6.20）。

5 誤り

最高裁判所の判例によれば、企業者は契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであって、企業者が特定の思想、信条を有する者をその故をもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない（三菱樹脂事件 最大判昭48.12.12）。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。

正解
4

平成25年度 問題5 権力分立

1 妥当でない

一般に、大統領制においては、大統領と議会との相互の抑制・均衡が重視され、両者は厳格に分離した関係にあるとされるため、任期途中に大統領が議会の不信任決議によって辞職するという事はなく、また、議会が大統領によって解散されるということもない。

2 妥当でない

議院内閣制を採用する国家において、いわゆる政党国家化が進み、議会の多数党が内閣を組織するようになった場合、一般には、議会と内閣とが対抗するという関係は希薄になるため、内閣不信任案の可決という形での議会による内閣の責任追及の仕組みが実効的に機能するようになるとはいえない。

3 妥当でない

伝統的に、議会の立法権の本質は、国民の権利・自由を直接に制限し、義務を課す法規範であると考えられてきた。これは、一般的な法規範のうち、少なくとも国民の自由や財産の制限に関する法規範の定立は議会に留保するというものである。他方で、行政国家化の進展とともに、社会的・経済的弱者の保護という観点から、行政による積極的な配慮を求めることのできる権利（社会権等）が重視されるようになっていく。

4 妥当である

通説的見解によれば、「法規」の要件として、法律の受範者が不特定多数であり（一般性）、その規律する事件が不特定多数であること（抽象性）が挙げられる。このような通説的見解からは、本肢のような一般性・抽象性を欠いた個別具体的な事件についての法律（いわゆる措置立法等）の合憲性などが問題となり得る。この点については、本肢のような要件を満たす法律であれば、権力分立や平等原則の趣旨に反せず、合憲であるとする有力な見解がある。

5 妥当でない

フランスやドイツなどの大陸法系の諸国において「司法」として理解されていたのは、民事・刑事の裁判作用であり、これらの諸国では、行政事件の裁判は、通常の裁判所とは別に設けられる行政裁判所の権能に属するものとされていた。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成25年度 問題6 議院の権能

ア 議院の権能ではない

国会法は、常会の会期は150日であり（国会法10条）、臨時会及び特別会の会期については、両議院の一致の議決でこれを定めるものとしている（同法11条）。したがって、会期の決定は、議院の権能であるとはいえない。

イ 議院の権能である

憲法55条本文は、「両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。」と定めている。したがって、議員の資格に関する争訟の裁判は、議院の権能である。

ウ 議院の権能ではない

憲法64条1項は、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」と定めている。したがって、裁判官の弾劾は、国会の権能であり、議院の権能ではない。

エ 議院の権能である

憲法58条2項本文前段は、「両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め」るものとしている。したがって、議院規則の制定は、議院の権能である。

オ 議院の権能である

憲法62条は、「両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。」と定めている。したがって、国政に関する調査は、議院の権能である。

以上により、議院の権能として正しいものはイ、エ、オの3つであり、正解は3となる。

正解
1

平成25年度 問題7 レペタ事件

本肢は、レペタ事件（最大判平元. 3. 8）を題材としたものである。

1 判決の趣旨と異なる

レペタ事件において、最高裁判所は、博多駅事件（最大決昭44. 11. 26）における決定を引用し、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に關与するにつき、重要な判断の資料を提供するものであって、事実の報道の自由は、表現の自由を定めた憲法21条1項の規定の保障の下にあることはいうまでもない」とした上で、「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由も、憲法21条の規定の精神に照らし、十分尊重に値するものである」としている。したがって、報道機関の取材の自由が「憲法21条1項の規定の保障の下にある」とする本肢前段は、最高裁判所の判決の趣旨とは異なっている。

また、最高裁判所は、「報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということではできない」としており、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することと憲法14条1項との関係について、本肢後段のような内容は述べていない。

2 判決の趣旨と異なるとはいえない

最高裁判所は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。」とする憲法82条1項の趣旨について、本肢のように述べている。

3 判決の趣旨と異なるとはいえない

最高裁判所は、各人がさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由と表現の自由（憲法21条1項）との関係について、本肢のように述べている。

4 判決の趣旨と異なるとはいえない

最高裁判所は、筆記行為の自由、及びそれを制約する場合における審査基準について、本肢のように述べている。

5 判決の趣旨と異なるとはいえない

最高裁判所は、法廷内における傍聴人のメモ採取について、「公正かつ円滑な訴訟の運営が妨げられるおそれが生ずる場合のあり得ることは否定できない」とする一方で、本肢のように述べている。

以上により、判決の趣旨と異なるものは肢1であり、正解は1となる。

正解
4

平成25年度 問題8 行政庁の裁量

ア 正しい

判例は、地方公共団体が、指名競争入札に参加させようとする者を指名するにあたり、地元の経済の活性化にも寄与することなどを考慮し、地元企業を優先する指名を行うことについては、その合理性を肯定することができるとした（最判平18.10.26）。なお、本判例は、結論として、およそ村内業者では対応できない工事以外の工事は村内業者のみを指名するという運用について、常に合理性があり裁量権の範囲内であるということとはできないとした。

イ 正しい

判例は、地方公共団体が第三セクター法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、損失補償契約の適法性及び有効性は、地方自治法232条の2の規定の趣旨等に鑑み、当該契約の締結にかかる公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきものとした（最判平23.10.27）。

ウ 誤り

判例は、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可について、同法の許可基準は抽象的、概括的なものであり、右基準に適合するか否かは、行政庁の専門技術的な知識経験と公益上の判断を必要とし、ある程度の裁量的要素があることを否定することはできないとした（最判平11.7.19）。

エ 誤り

判例は、近い将来において需要量が給水量を上回り水不足が生ずることが確実に予見される地域で、水道事業者である市町村は、需要の抑制施策の1つとして、新たな給水申込みのうち、需要量が特に大きく、現に居住している住民の生活用水を得るためではなく住宅を供給する事業を営む者が住宅分譲目的でしたものについて、給水契約の締結を拒むことにより、急激な需要の増加を抑制することには、水道法15条1項にいう「正当の理由」があるとした（最判平11.1.21）。

以上により、正誤を正しく示す組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
1

平成25年度 問題9改題 行政の自己拘束

1 誤り

判例は、使用許可によって与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、行政財産本来の用途又は目的上の必要を生じたときは、その時点において原則として消滅すべきものであり、例外は、使用許可に際し別段の定めがされている場合のほか、使用権者が使用許可を受けるときに対価の支払をしているが行政財産の使用収益により対価を償却するに足りないと認められる期間内に行政財産に本来の用途等に基づく必要を生じた場合など、使用権者がなお当該使用権を保有する実質的理由を有すると認めるに足る特別の事情がある場合に限られるとした（最判昭49. 2. 5）。したがって、行政主体に損失補償の責任が生じるのは、許可に際して損失補償をする旨の取り決めを行ったときに限られるわけではない。

2 正しい

判例は、行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めることがあっても、このような準則は、本来、行政庁の処分の妥当性を確保するためのものであるから、処分が当該準則に违背して行われたとしても、原則として不当の問題を生ずるにとどまり、当然に違法となるものではないとした（最大判昭53. 10. 4）。

3 正しい

判例は、普通地方公共団体が、すでに具体的な権利として発生している国民の重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いをし、その行使を著しく困難にさせた結果、これを消滅時効にかからせたという極めて例外的な場合においては、地方自治法236条2項を根拠に消滅時効を主張することは、信義則に反し許されないとした（最判平19. 2. 6）。

4 正しい

判例は、行政主体が正当な理由がなく公務員の採用内定を取り消したとき、内定通知を信頼し、職員として採用されることを期待して他の就職の機会を放棄するなど、就職するための準備を行った者に対し損害賠償の責任を負うことがあるとした（最判昭57. 5. 27）。

5 正しい

紛争を解決するための準司法的作用には不可変更力が認められる。判例は、裁決は行政処分であるが実質的に見ればその本質は法律上の争訟を裁判するものであり、他の一般行政処分とは異なり、特別の規定がない限り、裁決庁自らにおいて取り消すことはできないとした（最判昭29. 1. 21）。

以上により、誤っているものは肢1であり、正解は1となる。

正解
1

平成25年度 問題10 公法と私法

1 正しい

判例は、公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきであるとした（最判平17.11.21）。

2 誤り

一般職の地方公務員は、労働組合法、労働関係調整法及び最低賃金法並びにこれらに基づく命令の規定が適用されない（地方公務員法58条1項）。しかし、労働基準法は原則的に適用される（同条3項）。

3 誤り

判例は、市町村と産業廃棄物処理業者の間で締結された公害防止協定のうち、最終処分場の使用期限を定めた条項につき、廃棄物処理施設にかかる許可制度を定める廃棄物処理法の趣旨に反しないとした（最判平21.7.10）。本判例は、法律ないし条例の根拠がない場合であっても、公害防止協定に法的拘束力が認められることを前提にしていると考えられる。

4 誤り

判例は、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があるとした（最判昭59.12.13）。

5 誤り

判例は、国の安全配慮義務違反による損害賠償責任については、行政上の便宜を考慮する必要はなく、また、国が義務者であっても私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではないから、国に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は、会計法30条所定の5年と解すべきではなく、民法167条1項により10年と解すべきであるとした（最判昭50.2.25）。

以上により、正しいものは肢1であり、正解は1となる。

正解
3

平成25年度 問題11改題 不利益処分

1 誤り

行政手続法は、不利益処分を行うにあたって聴聞を行うべき場合を列挙し（行政手続法13条1項1号）、それら列挙する場合に該当しないときには弁明の機会の付与を行うものとしている（同項2号）のであって、弁明の機会を付与する場合については、列挙していない。なお、聴聞手続を執るべきとされる不利益処分（同項1号イ～ハ）以外の場合であっても、行政庁の裁量で聴聞を行うことができる（同項1号ニ）。

2 誤り

行政庁は、聴聞を行うにあたっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、①予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を書面により通知しなければならない（同法15条1項）。もっとも、聴聞を公正に実施することができないおそれがあると認めるときに、当該処分の原因となる事実を通知しないことができるとする規定はない。

3 正しい

不利益処分の名あて人となるべき者として行政庁から聴聞の通知を受けた者は、代理人を選任することができる（同法16条1項）。また、当事者は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる（同法21条1項）。

4 誤り

行政手続法27条は、「この節〔聴聞〕の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。」と規定している。

5 誤り

公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続（聴聞又は弁明の機会の付与の手続）を執ることができないときは、意見陳述のための手続を執らないで不利益処分をすることができる（同法13条2項1号）。もっとも、当該処分を行った後、速やかにこれらの手続を執らなければならないとする規定はない。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
5

平成25年度 問題12 申請に対する処分

1 正しい

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない（行政手続法7条）。

2 正しい

行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない（同法10条）。

3 正しい

行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請にかかる審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない（同法9条1項）。

4 正しい

行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない（同法9条2項）。

5 誤り

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない（同法6条）。もっとも、申請の処理が標準処理期間を徒過した理由を通知しなければならないとする規定はない。

以上により、誤っているものは肢5であり、正解は5となる。

正解
5

平成25年度 問題13 処分の理由の提示

本問は、建築物（マンション）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行って耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させ、また、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行ったとの理由で、国土交通大臣から、建築士法10条1項に基づく懲戒処分として、一級建築士免許の取消処分を受けた者が、国を相手に、当該免許取消処分の取消しを求めた事案の最高裁判決の一節である（最判平23. 6. 7）。

ア 不利益処分 イ 名宛人

行政手続法14条1項本文は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定している。したがって、空欄アには「不利益処分」、空欄イには「名宛人」が入る。

ウ 処分基準

本問では不利益処分が問題となっている。そして、同法2条8号ハは、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」を処分基準であると規定している。したがって、空欄ウには不利益処分についての「処分基準」が入る。

エ 意見公募

同法39条1項は、「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案……及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見……の提出先及び意見の提出のための期間……を定めて広く一般の意見を求めなければならない。」として、意見公募手続を規定している。そして、「命令等」には、「処分基準」が含まれる（同法2条8号ハ）。したがって、「適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められて公にされて」いるとされる場合の手続として、空欄エには「意見公募」が入る。

以上により、空欄に入る語句の組合せとして、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
4

平成25年度 問題14改題 行政不服審査法と行政事件訴訟法

1 正しい

行政事件訴訟法は、行政庁が処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟として「義務付けの訴え」を設けているが（同法3条6項）、行政不服審査法は、このような義務付けを求める不服申立てを明示的に定めてはいない。

2 正しい

行政不服審査法1条2項は、不服申立ての対象である「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定している。また、行政事件訴訟法3条2項は、抗告訴訟の対象である「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定している。もっとも、これらの「処分」の内容は解釈に委ねられており、行政事件訴訟法3条2項に係る判例等を参考に解釈することになる。したがって、行政不服審査法も行政事件訴訟法も、公権力の行使に当たる事実上の行為で継続的性質を有するものが処分にあたることは明示的に定めてはいない。

3 正しい

行政事件訴訟法は、取消訴訟の原告適格を処分等の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に認めているが（同法9条1項）、行政不服審査法は、不服申立適格を「行政庁の処分に不服がある者」（同法2条）とし、法律上の利益を有する者に不服申立適格が認められることを明示的に定めてはいない。この点につき、判例は、「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」とした（最判昭53. 3. 14）。

4 誤り

行政事件訴訟法22条1項は、「裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもって、その第三者を訴訟に参加させることができる。」と規定しており、訴訟の結果により権利を害される第三者の訴訟参加に関する規定を置いている。また、行政不服審査法13条1項は、「利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。」と規定しており、利害関係人の不服申立てへの参加について明示的に定めている。したがって、行政不服審査法は、利害関係人の不服申立てへの参加について明示的には定めていないとする本肢は誤りとなる。

5 正しい

行政事件訴訟法10条1項は、「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」と規定しているが、行政不服審査法は、このような理由の制限を明示的に定めてはいない。

以上により、誤っているものは肢4であり、正解は4となる。

正解
2

平成25年度 問題15改題 行政不服審査に関する原則

ア 正しい

自由選択主義とは、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、審査請求と再調査の請求のいずれをすることも可能な原則をいう。

イ 誤り

処分権主義とは、訴えをするか否か等の決定を当事者に委ねる原則をいう。行政不服審査も、不服申立てによって開始され、行政庁は職権で開始できない。

ウ 正しい

一般概括主義とは、行政庁の処分およびその不作為について審査請求ができない場合を法に列記し、列記された場合及び他の法律に定められた場合を除き、原則として全ての処分について、審査請求が可能な原則をいう（同法7条）。

エ 正しい

書面審理主義とは、審査請求の審理は原則として書面によるとする原則である（行政不服審査法19条1項）。なお、同法31条1項本文は、「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第41条第2項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定している。

以上により、誤っているものはイだけであり、正解は2となる。

正解
4

平成25年度 問題16 義務付け訴訟

1 妥当でない

非申請型の義務付け訴訟に関しては、一定の処分がされないことにより「重大な損害を生ずるおそれ」がある場合に限り提起することができることとされているが（行政事件訴訟法37条の2第1項）、申請型の義務付け訴訟に関しては、そのような場合に提起できるとする規定はない（同法37条の3参照）。

2 妥当でない

非申請型の義務付け訴訟に関しては、一定の処分をすべき旨を行政庁に命ずることを求めるにつき「法律上の利益を有する者」であれば、当該処分の相手方以外でも提起することができることとされているが（同法37条の2第3項）、申請型の義務付け訴訟に関しては、「法令に基づく申請又は審査請求をした者」が提起できるとされ（同法37条の3第2項）、法律上の利益を有する者が提起できるとする規定はない。

3 妥当でない

非申請型の義務付け訴訟に関しては、一定の処分がされないことによる損害を避けるため「他に適当な方法がないとき」に限り提起することができることとされているが（同法37条の2第1項）、申請型の義務付け訴訟に関しては、そのような場合に限り提起できるとする規定はない（同法37条の3参照）。

4 妥当である

行政事件訴訟法37条の5第1項において、「義務付けの訴えの提起があった場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができる。」と規定されており、申請型と非申請型の義務付け訴訟のいずれにおいても、要件を満たせば、裁判所は、申立てにより、仮の義務付けを命ずることができる。

5 妥当でない

義務付け訴訟において、併合提起が義務付けられているのは、申請型義務付け訴訟のみである（同法37条の3第3項）。したがって、併合提起した取消訴訟などにかかる請求に理由があることが求められるのは、申請型義務付け訴訟のみである（同条第5項）。なお、申請型義務付け訴訟の本案勝訴要件としては、「併合して提起すべきこととされている処分取消訴訟などにかかる請求に理由があると認められたとき」のみならず、「当該行政庁が処分等をすべきであることが根拠法令上明らかであると認められるか、又は行政庁が処分等をしないことが裁量権の逸脱・濫用と認められること」も必要である。

以上により、妥当な記述は肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成25年度 問題17 原発訴訟

1 妥当でない

判例によれば、原子炉設置許可がなされた場合、原子炉の安全性について危惧する周辺住民は、当該許可の取消しではなく、人格権等に基づく当該原子炉の建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起することは排斥されていないので（もんじゅ訴訟 最判平4.9.22）、Xらは、Aを被告とする民事訴訟によってその操業の差止めなどを請求することができる。

2 妥当でない

判例は、原子炉等規制法の規定は、原子炉施設周辺に居住し、原発事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むとしており（前掲最判平4.9.22）、Xらは、事故により生命身体の安全に直截的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に居住していれば、原子炉設置許可の取消しを求める原告適格が認められる。したがって、原告適格があることを主張するに際して、事故発生 of 具体的な蓋然性まで立証する必要はない。

3 妥当である

判例は、処分時には存在しなかった新たな知見が口頭弁論終結時に存在するようになった場合、裁判所は、現在の科学技術水準に照らし、違法判断を行うべきとしている（伊方原発訴訟 最判平4.10.29）。

4 妥当でない

判例は、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟において、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か等を判断しており（前掲最判平4.10.29）、裁判所は、当該具体的審査基準の合理性を判断することができる。

5 妥当でない

判例によれば、原発訴訟においては、原発設置の許可を争う利益は原発完成後も存続するとされているので（前掲最判平4.9.22、最判平4.10.29参照）、工事が完了して原子炉が稼働しても、許可取消訴訟の訴えの利益は失われない。

以上により、妥当な記述は肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成25年度 問題18 取消訴訟

1 誤り

行政事件訴訟に関し、行政事件訴訟法に定めがない事項については、民事訴訟の例によるとされている（行政事件訴訟法7条）。したがって、取消訴訟の原告が訴訟を提起するためには、訴状を裁判所に提出してしなければならない（民事訴訟法133条1項）。なお、処分行政庁を経由してすることができるのは、審査請求である（行政不服審査法21条1項）。

2 正しい

裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない（行政事件訴訟法24条）。

3 誤り

訴訟代理人の資格についても、行政事件訴訟法に具体的な定めがないため、民事訴訟の例によることになる（同法7条）。したがって、法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない（民事訴訟法54条1項本文）。

4 誤り

処分の取消しの訴えの提起があった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる（行政事件訴訟法25条2項本文）。したがって、裁判所は、職権で執行停止をすることはできない。なお、行政不服審査法25条2項は、「処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。」と規定している。

5 誤り

取消訴訟の審理手続についても、職権証拠調べの規定（行政事件訴訟法24条）と積明処分の特則の規定（同法23条の2）を除き、民事訴訟の例によるとされている（同法7条）。したがって、取消訴訟の審理は、口頭によることが原則である（民事訴訟法87条1項本文）。なお、審査請求の審理は、書面によることが原則であり（行政不服審査法19条1項）、同法31条1項本文は、「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者……に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定している。

以上により、正しいものは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成25年度 問題19 民法との適用関係

1 正しい

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずるとしている。したがって、「公権力の行使」に該当しない公務員の活動に起因する国の損害賠償責任については、国家賠償法の適用外であり、民法の規定が適用される（国家賠償法4条）。

2 正しい

公権力の行使に起因する損害の賠償責任については、原則として同法1条の適用対象となる（肢1の解説参照）。もっとも、同法は、「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるの外、民法の規定による。」としているため（国家賠償法4条）、国家賠償法に規定のない事項に関しては、民法の規定が適用されることになる。

3 正しい

国家賠償法2条は公の営造物に関する責任について規定している。したがって、「公の営造物」に該当しない国有財産の瑕疵に起因する損害賠償責任については、同条の適用外であり、民法の規定が適用される（国家賠償法4条）。

4 誤り

公の営造物に関する同法2条の規定は、民法717条を念頭に置いてつくられたものであるが、民法717条1項の占有者の責任とは異なり、国家賠償法2条の責任は無過失責任であるとされる（最判昭45. 8. 20）。したがって、国が占有者である公の営造物の瑕疵に起因する損害の賠償責任については、国が必要な注意義務を尽くしたとしても占有者としての免責は認められない。

5 正しい

国家賠償法には、時効に関する定めが存在しないため、損害賠償請求権の消滅時効に関しては、民法の規定が適用される（国家賠償法4条）。

以上により、誤っているものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成25年度 問題20 国家賠償法 1 条

ア 誤り

判例は、政府の経済政策の立案施行における国家賠償責任について、経済政策に関する「目標を調和的に実現するために政府においてその時々における内外の情勢のもとで具体的にいかなる措置をとるべきかは、事の性質上専ら政府の裁量的な政策判断に委ねられている事柄とみるべきものであって、仮に政府においてその判断を誤り、ないしはその措置に適切を欠いたため右目標を達成することができず、又はこれに反する結果を招いたとしても、これについて政府の政治的責任が問われることがあるのは格別、法律上の義務違反ないし違法行為として国家賠償法上の損害賠償責任の問題を生ずるものとするとはできない」としたものの、本記述のように、「法律上の争訟に当たらず、不適法な訴えとして却下される」とはしていない（最判昭57. 7. 15）。なお、学説上、本件訴訟は「法律上の争訟」となり得ないとする見解がある。

イ 正しい

判例は、税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当であるとしている（最判平5. 3. 11）。

ウ 誤り

判例は、刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはないとしている（最判昭53. 10. 20）。

エ 正しい

判例は、行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ右行政処分につき取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではないとしている（最判昭36. 4. 21）。

オ 誤り

判例は、行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではないとし（記述エの解説参照）、このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異なるというべきであるとしている（最判平22. 6. 3）。

以上により、正しいものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成25年度 問題21 住民監査請求と事務監査請求

1 妥当でない

住民監査請求の請求権者は「普通地方公共団体の住民」であり、前半は正しい（地方自治法242条1項）。一方、事務監査請求の請求権者は「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」とされ（同法75条1項、74条1項参照）、当該普通地方公共団体の住民以外ではすることができない（同法18条参照）。

2 妥当である

住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定められている（同法242条2項）。一方、事務監査請求については、請求期間の制限は設けられていない（同法75条参照）。したがって、本肢は妥当である。

3 妥当でない

住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」（同法242条1項）であり、いわゆる財務会計上の行為又は怠る事実である。したがって、前半は正しい。一方、事務監査請求の対象は、「当該普通地方公共団体の事務の執行に関」するものと定められており（同法75条1項）、財務会計上の行為又は怠る事実を除外する規定は設けられていない。

4 妥当でない

請求方式について4種類に限定されているのは住民訴訟であって、住民監査請求ではない（同法242条の2第1項各号参照）。なお、事務監査請求については正しい（同法75条参照）。

5 妥当でない

住民訴訟を提起することができるのは住民監査請求を行った請求人であり、前半は正しい（同法242条の2第1項）。一方、事務監査請求について、監査の結果に不服のある請求者が監査結果の取消しの訴えを提起できるとする規定は設けられていない。

以上により、妥当な記述は肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成25年度 問題22 条例及び規則

1 誤り

行政上の義務違反につき違反者に科される過料は、執行罰ではなく、秩序罰にあたる。

2 誤り

行政上の義務違反に対する制裁として刑罰が用いられる場合を行政刑罰といい、これは、刑法9条に刑名のある懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収を科す制裁である。したがって、本条例に基づく罰金も行政刑罰に該当する。もっとも、行政刑罰は、刑事訴訟法の定めに基づき裁判所が科するものである。

3 誤り

条例は、原則として属地的に適用される。したがって、A市域内の繁華街で路上喫煙をした者は、A市の住民であるか否かにかかわらず、本条例に基づき処罰されることになる。

4 誤り

条例により、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる（地方自治法14条3項）。

5 正しい

長の定める規則により科することができるのは、5万円以下の過料のみであり、罰金を科すことはできない（同法15条2項）。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成25年度 問題23改題 地方公共団体

1 正しい

地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合の2つである（地方自治法284条1項）。全部事務組合及び役場事務組合については、平成23年の地方自治法改正において廃止されている。

2 誤り

1999年地方分権一括法に基づき地方自治法が改正され、国と地方公共団体間の紛争等を処理する機関としては、国地方係争処理委員会が設けられている（同法250条の7）。一方、自治紛争処理委員は、都道府県の関与、地方公共団体相互の間の紛争の調停などを処理する機関であり、廃止されていない（同法251条1項）。

3 正しい

大都市等に関する特例としては、指定都市（同法252条の19）と中核市（同法252条の22）が設けられている。なお、平成26年改正により、中核市制度と特例市制度が統合され、特例市制度は廃止された。

4 正しい

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする（同法252条の17の2第1項）。

5 正しい

特別区は、都に置かれる区のみである（同法281条1項）。特別区は、特別地方公共団体である（同法1条の3第3項）。そして、地方公共団体は法人であるため（同法2条1項）、特別区は固有の法人格を有する。

以上により、誤っているものは肢2であり、正解は2となる。

正解
2

平成25年度 問題24 住所

1 正しい

日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する（地方自治法18条）。

2 誤り

条例の制定又は改廃について請求する権利を有するのは、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」である（同法74条1項）。そして、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権については、法は、肢1の解説のとおり、日本国民であることを要件としている。したがって、日本国籍を有しない者に、条例の制定又は改廃を請求する権利は認められない。

3 正しい

判例は、およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものとしている（最大判昭29.10.20）。

4 正しい

判例は、都市公園内に不法に設置されたキャンプ用テントを起居の場所とし、公園施設である水道設備等を利用して日常生活を営んでいる場合には、社会通念上、テントの所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているものと見ることができないとした（最判平20.10.3）。

5 正しい

住民訴訟の出訴権者は、普通地方公共団体の「住民」である（同法242条の2第1項）。そして、事実審の口頭弁論終結時までに当該地方公共団体から転出した者の訴えは、不適法として却下される（大阪高判昭59.1.25参照）。

以上により、誤っているものは肢2であり、正解は2となる。

正解
3

平成25年度 問題25 国家行政組織法

1 誤り

行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる（国家行政組織法3条2項）。法律によって定めるのであり、政令で定めるのではない。

2 誤り

独立行政法人の組織、運営及び管理については、独立行政法人通則法が規定する（独立行政法人通則法1条2項参照）。なお、「特別の機関」（国家行政組織法8条の3）とは、国の行政機関に置かれる組織である。

3 正しい

各省大臣の下には副大臣、大臣政務官及び事務次官が置かれる（同法16条1項、17条1項、18条1項）。なお、事務次官とは、各省にそれぞれ1名ずつ置かれる一般職であり、省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する職のことをいう。

4 誤り

各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる（同法12条1項）。省令であって、訓令・通達ではない（同法14条2項参照）。

5 誤り

「国の行政機関」（同法1条）とは、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のものをいう。人事院については同法の適用はないとされ（国家公務員法4条4項）、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有するとされる（会計検査院法1条）。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
1

平成25年度 問題26改題 国家公務員

1 正しい

国家公務員法は、国家公務員の職を一般職と特別職とに分けられるとした上で（国家公務員法2条1項）、国家公務員法の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しないと規定している（同条5項）。

2 誤り

懲戒処分等を受けた職員は、人事院に対してのみ審査請求をすることができる（国家公務員法90条1項）。したがって、任命権者に対して審査請求をすることができるわけではない。

3 誤り

人事院は、その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて、人事院規則を制定し、人事院指令を発し、及び手続を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廃することができる（同法16条1項）。しかし、人事院規則の案について事前に閣議を経なければならないとする規定はない。

4 誤り

懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる（同法85条前段）。

5 誤り

国家公務員の職務又は身分に関してされる処分については、行政手続法の第2章から第4章の2までの規定は適用されない（行政手続法3条1項9号参照）。したがって、国家公務員の懲戒処分を行うにあたっては、行政手続法の定める聴聞を行う必要はない。

以上により、正しいものは肢1であり、正解は1となる。

正解
5

平成25年度 問題27 錯誤

ア 妥当でない

民法95条本文にいう法律行為の「要素」とは、法律行為の主要部分を意味する。そして、主要部分とは、各法律行為において表意者が意思表示の内容部分となし、この点につき錯誤がなかったならば意思表示をしなかったであろうと考えられ、かつ、表示をしないことが一般取引の通念に照らし妥当と認められるものをいう（大判大7.10.3）。したがって、一般取引の通念にかかわらず法律行為の要素に関する錯誤が認められるわけではない。

イ 妥当でない

法律行為の相手方の誤認（人違い）の錯誤については、個人に重点を置く法律行為である委任等では、要素の錯誤となり得る。これに対して、売買契約のように継続的な関係を残さないものにおいては、通常、個人よりも契約の対象物が重視されるため、要素の錯誤とはならないことが多いとされている（大判明40.2.25参照）。

ウ 妥当でない

動機の錯誤は、当然には民法95条の「錯誤」に該当しない。しかし、動機を相手方に表示した場合であれば、動機は意思表示の内容となっているから、要素の錯誤となり得る（大判大3.12.15）。この場合の「相手方に表示」とは、明示的に表示される必要はなく、黙示の表示でもよいとされている（最判平元.9.14）。

エ 妥当である

錯誤無効について表意者に無効主張の意思がない場合、原則として、相手方や第三者が表意者の意思に反して錯誤無効を主張することはできないと解されている（最判昭40.9.10）。しかし、第三者が表意者に対する債権を保全する必要がある場合において、表意者がその意思表示の要素に関し錯誤のあることを認めているときは、表意者自らは当該意思表示の無効を主張する意思がなくても、第三者は、無効を主張することが許される（最判昭45.3.26）。

オ 妥当である

錯誤に陥ったことについて表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない（同法95条ただし書）。そして、錯誤無効に関する「重大な過失」があったことについては、相手方が主張・立証する必要があると解されている（大判大7.12.3）。

以上により、妥当なものの組合せは肢5であり、正解は5となる。

正解
1

平成25年度 問題28 取得時効と登記

1 妥当である

不動産の取得時効の完成後、所有権移転登記がされることのないまま、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権設定登記を了した場合において、当該不動産の時効取得者である占有者が、その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは、当該占有者が当該抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り、当該占有者は、当該不動産を時効取得し、その結果、当該抵当権は消滅する（最判平24. 3. 16）。

2 妥当でない

不動産の時効取得者は、取得時効の進行中に原所有者から当該不動産の譲渡を受けてその旨の移転登記を経由した者に対しては、登記がなくても、時効による所有権の取得を対抗することができる（最判昭41. 11. 22）。

3 妥当でない

時効により不動産の所有権を取得した場合であっても、その登記がないときは、時効取得者は、時効完成後に原所有者から所有権を取得し登記を経た第三者に対し、所有権の取得を対抗することができない（最判昭33. 8. 28）。もっとも、第三者の登記後、引き続き時効取得に要する期間占有を継続した場合には、その第三者に対し、登記を経由しなくとも時効による権利の取得を対抗し得る（最判昭36. 7. 20）。

4 妥当でない

時効期間は、時効の基礎たる事実の開始された時を起算点として計算すべきものであって、時効援用者において任意に起算点を選択し、時効完成の時期を早めたり遅らせたりすることはできない（最判昭35. 7. 27）。

5 妥当でない

不動産の時効取得者と時効完成後の第三者との関係については、肢3の解説のとおりである。

もっとも、第三者が不動産の譲渡を受けた時点において、時効取得者が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、時効取得者の登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められる事情が存在するときは、当該第三者は背信的悪意者にあたる（最判平18. 1. 17）。

なお、当該判例は、前述のとおり、少なくとも多年にわたる占有継続の事実を認識している必要はあるとするが、取得時効の成否については、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないものであるため、取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識していなくても、背信的悪意者と認められる場合があるというべきであるとしている。

以上により、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。

正解
4

平成25年度 問題29 民法総合

1 妥当でない

動産売買の先取特権（民法321条）は、債務者（買主）がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない（同法333条）。本肢では、買主Bが売買の目的動産である甲を第三者Cに転売して引き渡している。したがって、Aは、甲について先取特権を行使することができない。

2 妥当でない

双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる（同時履行の抗弁権 同法533条本文）。このように、同時履行の抗弁権は、双務契約の当事者間で認められるものである。本肢において、Aの売買契約の相手方はBであり、A・C間に契約関係はない。したがって、Aは、Cからの所有権に基づく甲の引渡請求に対し、同時履行の抗弁権を行使してこれを拒むことはできない。

3 妥当でない

所有権留保特約とは、代金を完済するまでは目的物の所有権を売主に留保する旨の特約をいう。所有権留保特約付きの売買契約の売主は、留保している所有権を第三者に対して主張することができる（最判昭49. 7. 18、最判昭50. 2. 28参照）ため、目的物が転売された場合でも、その留保した所有権に基づいて第三者から目的物を取り戻し得る。したがって、本肢のようにA・B間における甲の売買に所有権留保特約が存在し、AがBから売買代金の支払を受けていないという事情がある場合には、当該事情はCが甲の所有権を承継取得することを何ら妨げるものではないとはいえない。

4 妥当である

他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる（留置権 同法295条1項本文）。留置権は物権であるから、いったん成立すれば留置物の譲受人等に対しても主張することができる。したがって、本肢のようにAがBから売買代金の支払を受けていない場合、甲がBからCに転売されたとしても、Aは、Cからの所有権に基づく甲の引渡請求に対し、留置権を行使してこれを拒むことができる。

5 妥当でない

当事者の一方が解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、解除までに現れた第三者の権利を害することはできない（同法545条1項）。なお、同法545条1項ただし書の規定により第三者が保護を受けるためには、その権利につき対抗要件を備えておくことを必要とする（最判昭33. 6. 14）。そして、動産物権変動の対抗要件は「引渡し」である（同法178条）。したがって、動産甲を占有しているAは、Cからの所有権に基づく甲の引渡請求を拒むことができる。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
2

平成25年度 問題30 詐害行為取消権

1 妥当でない

共同相続人の間で成立した遺産分割協議（民法906条以下）は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為である。したがって、遺産分割協議は、詐害行為取消権（同法424条1項本文）行使の対象となる財産権を目的とする法律行為にあたる（最判平11. 6. 11）。

2 妥当である

詐害行為取消権行使の対象となる行為は、積極的に債務者の財産を減少させる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解されるところ、相続の放棄（同法938条以下）は、既得財産の増加を消極的に妨げる行為にすぎず、かつ、このような身分行為については他人の意思による強制をすべきでないから、詐害行為取消権行使の対象とならない（最判昭49. 9. 20）。

3 妥当でない

離婚に伴う財産分与として金銭の給付をする旨の合意は、当然には詐害行為取消権行使の対象とはならないが、それが民法768条3項の規定の趣旨に反してその額が不相当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情があるときは、不相当に過大な部分について、その限度において詐害行為取消権行使の対象となる（最判平12. 3. 9）。

4 妥当でない

詐害行為の取消しはすべての債権者の利益のためにその効力を生ずる（同法425条）が、取り消し得る範囲は詐害行為時を基準とした債権者の被保全債権の範囲に限定される。したがって、総債権者の総債権額のうち自己が配当により弁済を受けべき割合額でのみ取り消すことができるのではない。

5 妥当でない

詐害行為取消権に基づいて返還すべき財産が金銭である場合、取消債権者は、受益者に対して直接自己への引渡しを求めることができる（大判大10. 6. 18、最判昭39. 1. 23）。

以上により、妥当なものは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成25年度 問題31 契約の解除

ア 妥当でない

履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる（民法543条本文）。本記述では、売買の目的物である建物が焼失したことにより、Aの建物引渡債務は履行期前に履行不能になっている。そして、履行不能に基づく解除権は、履行期の到来をまたずに、履行不能時に発生する（同条参照）。したがって、本記述の場合、Bは、引渡し期日が到来する前であっても、売買契約を解除することができる。

イ 妥当でない

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる（同法541条）。判例によれば、期間を定めなくて催告をした場合であっても、その催告の時から相当な期間を経過した後であれば、契約の解除をすることができる（大判昭2.2.2）。したがって、本記述の場合、Bの催告の時から相当な期間が経過すれば、Bは、改めて相当の期間を定めて催告をしなくても、売買契約を解除することができる。

ウ 妥当である

当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる（同法544条1項）。したがって、本記述の場合、Cが売買契約を解除するためには、契約の相手方の全員（AとBの双方）に対して解除の意思表示をする必要があり、Aに対してのみ解除の意思表示をするのでは足りない。

エ 妥当でない

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない（同法545条1項）。判例によれば、同法545条1項ただし書の「第三者」として保護されるためには、その権利につき対抗要件を備えている必要がある（最判昭33.6.14）。したがって、本記述の場合、C名義への移転登記が完了していなければ、Cは土地の所有権を主張することはできない。

オ 妥当である

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う（同法545条1項本文）。判例によれば、売買契約が解除された場合、目的物の引渡しを受けていた買主は、原状回復義務の内容として、解除までの間目的物を使用したことによる利益を売主に返還すべき義務を負う（最判昭34.9.22）。これは、本記述のように、他人の権利の売買契約において、売主が目的物の所有権を取得して買主に移転することができず、民法561条の規定により当該契約が解除された場合についても同様であると解されている（最判昭51.2.13）。したがって、本記述の場合、Cは、Aに対し自動車の使用利益（相当額）を返還する義務を負う。

以上により、妥当なものの組合せは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成25年度 問題32 借地上の建物の譲渡・転貸

ア 誤り

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない（民法145条）。ここでいう「当事者」（時効の援用権者）とは、時効により直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を含まない（大判明43. 1. 25）。この点について、取得時効が問題となっている土地上の建物賃借人は、土地の取得時効の完成によって直接利益を受ける者ではないから、建物賃借人による敷地所有権の取得時効を援用することはできない（最判昭44. 7. 15）。したがって、Cは、Bに対して甲土地にかかるAの取得時効を援用することができない。

イ 正しい

賃貸中の不動産を賃貸人から譲り受けた者は、その所有権の移転につき登記を経由しない限り、賃貸人たる地位の取得を賃借人に対抗することができず、賃料請求をすることができない（最判昭49. 3. 19）。したがって、Bは、乙建物についての移転登記をしないときは、Cに対して乙建物の賃料を請求することができない。

ウ 誤り

債務の弁済は、第三者もすることができる（民法474条1項本文）。もっとも、利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない（同条2項）。この点について、借地上の建物の賃借人は、敷地の地代の弁済について利害関係を有するものとされている（最判昭63. 7. 1）。したがって、Cは、Aの承諾等を得ることなく、甲土地の賃料をBに対して支払うことができる。

エ 正しい

借地上の建物を譲渡する場合、土地賃借権も従たる権利として譲渡される（同法87条2項類推適用）。そして、賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができないのが原則である（同法612条1項）。したがって、Aは、原則として、甲土地にかかる賃借権を譲渡することについてBの承諾を得る必要がある。

オ 正しい

土地賃貸人と賃借人との間において土地賃貸借契約を合意解除しても、土地賃貸人は、特別の事情がない限り、その効果を地上建物の賃借人に対抗することができない（最判昭38. 2. 21）。したがって、Bは、当然にはCに対して建物の明渡しを求めることができない。

以上により、誤っているものはアとウの2つであり、正解は2となる。

正解
5

平成25年度 問題33 組合

1 誤り

組合の業務の執行は、原則として組合員の過半数で決する（民法670条1項）。もっとも、組合の常務については、原則として各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる（同条3項本文）。したがって、Aは、組合の常務について単独で行うことができる。

2 誤り

組合の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（業務執行者）が数人あるときは、その過半数で決する（同法670条2項）。したがって、本肢の場合、組合の業務の執行は、A、B、C全員の合意で決する必要はなく、AとBだけの合意で決することもできる。

3 誤り

組合契約で組合の存続期間を定めなかったときは、各組合員は、いつでも脱退することができる（同法678条1項本文）。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない（同項ただし書）。したがって、Aは、やむを得ない事由がある場合には、組合に不利な時期に脱退することができる。

4 誤り

判例によれば、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約における約定は無効であるとされている（最判平11. 2. 23）。したがって、本肢のような組合契約がある場合であっても、Aは、適任者を推薦することなく当該組合を脱退し得る。

5 正しい

組合財産は理論上合有であるが、民法667条以下において特別の規定のなされていない限り、同法249条以下の共有の規定が適用される。したがって、組合員の1人は、保存行為（同法252条ただし書）として、単独で、組合財産である不動産につき登記簿上の所有名義者たる者に対して登記の抹消を求めることができる（最判昭33. 7. 22）。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成25年度 問題34 不法原因給付

1 誤り

本問のように不倫関係を維持する目的で物を贈与する契約は、公序良俗に反し無効であり（民法90条）、所有権の移転は認められない（最大判昭45.10.21参照）。したがって、Aは、Bからの甲建物の引渡請求を拒むことができる。

2 正しい

不法な原因のために給付をした者は、原則として、その給付したものの返還を請求することができない（不法原因給付 同法708条本文）。本問のように不倫関係を維持する目的で物を贈与する行為は、不法原因給付にあたり得る。そして、未登記不動産の贈与については、引渡しがあれば、ここでいう「給付」となる（最大判昭45.10.21）。したがって、Aが未登記建物である甲建物をBに引き渡した場合、Aは、Bに対して甲建物の返還を請求することができない。

3 誤り

贈与が不法原因給付にあたる場合、贈与者において給付した物の返還を請求することができないこと（同法708条本文）の反射的效果として、その物の所有権は受贈者に帰属することになる。この場合、贈与者が給付した不動産につき所有権保存登記を経由したときは、受贈者は、贈与者に対し当該不動産の所有権に基づいて所有権保存登記の抹消登記手続を請求することができる（最大判昭45.10.21）。したがって、Aが甲建物をBに引き渡した後に当該建物についてA名義の保存登記をしたとしても、Aは、Bに対して甲建物の返還を請求することができない。

4 誤り

既登記不動産の贈与について、当該贈与が不法の原因に基づくものであり、同法708条本文にいう「給付」があったものとして、受贈者が贈与者からの返還請求を拒むことができるためには、当該不動産の占有の移転（引渡し）のみでは足りず、所有権移転登記手続がされていることを必要とする（最判昭46.10.28）。したがって、A名義の甲建物がBに引き渡された場合であっても、B名義の所有権移転登記がされていないときは、同法708条本文にいう「給付」にはあたらず、Aは、Bからの甲建物についての移転登記請求を拒むことができる。

5 誤り

契約成立のいきさつにおいて、給付をした者に多少の不法の意思があったとしても、他方当事者にも不法の点があり、前者の不法性が後者のそれに比して極めて微弱なものにすぎない場合には、同法90条及び同法708条の適用はなく、給付をした者は、契約目的物の返還を請求することができる（最判昭29.8.31）。したがって、本肢のような事情がある場合、Aは、Bに対して甲建物の返還を請求することができる。

以上により、正しいものは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成25年度 問題35 婚姻と離婚

ア 誤り

未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない（民法737条1項）。この点について、父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りるとされ（同条2項前段）、父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様に、他の一方の同意だけで足りるとされる（同項後段）。これに対して、父母の双方の行方が知れないときや死亡したとき等については、民法上、明文の規定はなく、本記述のように家庭裁判所の許可をもって父母の同意に代えることができる旨の規定は置かれていない。

イ 正しい

未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなされ（同法753条）、法定代理人の同意がなくても、単独で有効に法律行為をすることができる（同法5条参照）。そして、この成年擬制の効果は、離婚によって消滅しないと解されている。

ウ 誤り

養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する（同法729条）。しかし、養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、民法729条の規定により親族関係が終了した後でも、婚姻をすることができない（同法736条）。

エ 正しい

姻族関係は、離婚によって終了する（同法728条1項）。これに対して、夫婦の一方が死亡した場合、姻族関係は、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときに終了する（同条2項）。

オ 誤り

父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならないとされており（同法819条1項）、本記述のように、家庭裁判所の許可を得て第三者を親権者とすることを定めることができる旨の規定は置かれていない。

以上により、正しいものの組合せは肢5であり、正解は5となる。

正解
3

平成25年度 問題36 商行為 申込みに関する特例

ア 直ちに

商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が「直ちに」承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う（商法507条）。

イ 相当の期間内に

商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が「相当の期間内に」承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、その効力を失う（同法508条）。

ウ 承諾した

商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならない（同法509条1項）。商人がこの通知を発することを怠ったときは、その商人は、同項の契約の申込みを「承諾した」ものとみなされる（同条2項）。

以上により、空欄に当てはまる語句の組合せとして、商法の規定に照らし、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成25年度 問題37 譲渡制限株式

ア 誤り

会社は、発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得につき会社の承認を要する旨を定款に定めることができる（会社法107条1項1号）。この定めを設ける場合における株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上にあたる多数をもって行わなければならない（同法309条3項1号）。

イ 誤り

譲渡制限の定めのある株式を他人に譲り渡そうとする株主は、譲渡による株式の取得について承認をするか否かの決定をすることを会社に対して請求することができる（同法136条1項）。この請求は、単独で行うことができ、当該株式を譲り受ける者と共同して行わなければならないわけではない。

なお、譲渡制限株式を取得した株式取得者は、会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（同法137条1項）。この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者等と共同して行わなければならない（同条2項）。

ウ 正しい

譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得について承認をするか否かの決定をすることを請求された会社が、承認の可否を決定したときは、譲渡等の承認請求をした者に対し、当該決定の内容を通知しなければならない（同法139条2項）。譲渡等の承認請求の日から2週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内に会社が当該通知をしなかった場合は、当該会社と譲渡等の承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときを除き、承認の決定があったものとみなされる（同法145条1号）。

エ 正しい

会社は、譲渡等承認請求を受けた場合において、その承認をしない旨の決定をしたときは、対象株式の全部又は一部を買い取る者を指定し得る（同法140条4項）。当該指定は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない（同条5項）。

オ 誤り

会社は、譲渡等承認請求を受けた場合において、その承認をしない旨の決定をしたときは、当該譲渡等承認請求にかかる譲渡制限株式を買い取らなければならない。この場合においては、①対象株式を買い取る旨、②会社が買い取る対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない（同法140条1項）。そして、これらの事項は、株主総会の特別決議により決定する（同法309条2項1号、140条2項）。

以上により、正しいものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
1

平成25年度 問題38改題 決議無効確認の訴え

1 無効原因となる

公開会社においては、取締役の資格を当該株式会社の株主に限定する旨を定款で定めることができない（会社法331条2項）。このような決議がなされた場合、決議の内容が法令に反するとして決議無効原因となる（同法830条2項）。

なお、本肢のように招集権者による招集手続を欠く場合であっても、株主全員が株主総会の開催に同意して出席したいいわゆる全員出席総会においてされた決議は、株主総会の決議として有効に成立する（最判昭60.12.20）。

2 無効原因とならない

代表権のない取締役が取締役会の決議に基づかずに招集した株主総会は、法律上の意義における株主総会とはいえ、決議がなされたとしても、株主総会の決議があったものとは解されない（最判昭45.8.20）。そこで、この場合には、決議不存在確認の訴え（同法830条1項）によることになる。

3 無効原因とならない

株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）における取締役の任期は、原則として、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが、株主総会の決議によって、その任期を短縮することもできる（同法332条1項）。したがって、本肢の決議がなされた場合でも、株主総会の決議無効確認の訴えにおける無効原因とはならない。

4 無効原因とならない

株主に代わって株主総会に出席して議決権を代理行使する者（同法310条参照）を、当該株式会社の株主に限定する旨の定款変更決議をすることができる（最判昭43.11.1）。したがって、本肢の決議がなされた場合でも、株主総会の決議無効確認の訴えにおける無効原因とはならない。

5 無効原因とならない

特定の株主が保有する株式を当該株式会社が取得することを承認するための株主総会に、当該株主が出席して議決権を行使した場合、決議無効原因ではなく、決議取消原因となり得る（同法160条4項、831条1項3号）。

以上により、無効原因となるものは肢1であり、正解は1となる。

正解
2

平成25年度 問題39改題 取締役

ア 妥当である

取締役会設置会社において、取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときには、その取引につき重要な事実を開示して、取締役会の承認を受けなければならない（会社法365条1項、356条1項2号）。

イ 妥当でない

取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益）の額やその具体的な算定方法等については、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める（同法361条1項）。

ウ 妥当である

取締役会設置会社において、株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときには、その取引につき重要な事実を開示して、取締役会の承認を受けなければならない（同法365条1項、356条1項3号）。

エ 妥当でない

監査役設置会社が取締役に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する（同法386条1項1号）。他方、監査役設置会社でない会社においては、株主総会決議によって、当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができるとされており（同法353条）、会計参与が会社を代表するわけではない。

オ 妥当である

取締役会設置会社において、取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときには、その取引につき重要な事実を開示して、取締役会の承認を受けなければならない（同法365条1項、356条1項1号）。

以上により、妥当でないものはイとエの2つであり、正解は2となる。

正解
4

平成25年度 問題40改題 資金調達

1 誤り

公開会社において、募集株式の発行事項の決定は、原則として取締役会の決議による（会社法201条1項、199条2項）。もっとも、株主割当ての場合を除き、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、募集事項の決定は株主総会の特別決議による必要がある（同法201条1項、199条2項、3項、309条2項5号）。したがって、払込金額の多寡を問わず株主総会の決議によらなければならないものではない。

2 誤り

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式を発行する場合には、株主（当該株式会社を除く。）に対し、募集事項や株主が割当てを受ける募集株式の数等の事項を通知しなければならない（同法202条4項）、公告をもってこれに代えることができるとはされていない。なお、公開会社において、株主割当て以外の方法で募集株式の発行を行う場合には、公告をもって通知に代えることができるとされている（同法201条3項、4項）。

3 誤り

公開会社においては、市場価格のある株式を引き受ける者の募集をするときは、募集株式の払込金額に代えて、公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法を定めることができる（同法201条2項）。したがって、必ずしも募集事項の決定時に払込金額を確定する必要はない。

4 正しい

指名委員会等設置会社において、取締役会は、その決議により、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる（同法416条4項本文、418条1号参照）。そして、委任することができない事項については、同法416条4項ただし書各号に列挙されているが、多額の借財（同法362条4項2号参照）については特に規定されていない。したがって、指名委員会等設置会社においては、多額の借財にかかる事項の決定を執行役に委任することができる。

5 誤り

指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社においては、社債の募集事項の決定は、取締役会の決議によるものとされており（同法362条4項5号、676条1号参照）、本肢のような規定はない。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。

平成25年度 問題41 多肢選択式

- ア 「10 表現の自由」 イ 「20 表現そのもの」
ウ 「17 表現の手段」 エ 「7 管理」

本問は、最高裁判所平成20年4月11日判決を題材としたものである。同事件では、公務員宿舎である集合住宅の各室玄関ドアの新聞受けに政治的意見を記載したビラを投かんする目的で、管理権者の意思に反して当該集合住宅の敷地等に立ち入った行為について、当該行為をもって刑法130条前段の罪（邸宅侵入罪）に問うことが憲法21条1項に違反するか否かが問題となった。本問の判示部分において、最高裁判所は、以下のように述べた上で、本件被告人らの行為をもって刑法130条前段の罪に問うことは、憲法21条1項に違反するものではないとした。

「確かに、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない。被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といえることができる。しかしながら、……憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようものは許されないというべきである。本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために『人の看守する邸宅』に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に入出入りすることのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいえ、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。」

以上により、アには10、イには20、ウには17、エには7が当てはまる。

平成25年度 問題42 多肢選択式

ア 「7 行政罰」

行政上の義務違反に対し、一般統治権に基づいて、制裁として科される罰を行政罰という。この行政罰は、過去の義務違反に対する制裁である。この点で、行政上の義務履行確保の手段である行政代執行、行政上の強制徴収、直接強制、執行罰などと区別される。

イ 「19 秩序罰」

行政罰には、刑法に刑名のある刑罰を科す行政刑罰と、行政上の秩序維持のために違反者に制裁として金銭的負担を科す秩序罰の2種類がある。このことから、設問上、行政上の義務違反に対し科される刑法に刑名のある罰とは、行政刑罰を指し、軽微な形式的違反行為に対して科されるものが秩序罰であることが分かる。

ウ 「4 過料」

秩序罰とは、行政上の秩序に障害を与える危険がある義務違反に対して科される金銭的制裁のことをいい、過料の名称を付されるのが一般的であるとされる。刑法に刑名のある罰ではないので、刑法総則の適用はなく、刑事訴訟法とは別個の手続によって執行される。

エ 「12 地方自治法」

過料を科す手続については、法律上の義務違反に対するものと、条例上の義務違反に対するものとで相違がある。具体的には、法律上の義務違反に対する過料の徴収は、非訟事件手続法の定めるところにより地方裁判所における「過料の裁判」を経て、検察官の命令で執行される（同法119条以下）。これに対して、条例上の義務違反に対して普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合には、告知・弁明の機会の付与が必要とされ（地方自治法255条の3第1項）、指定期限までに納付がされないときは、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる（同法231条の3第1項、第3項）。

以上により、アには7、イには19、ウには4、エには12が当てはまる。

平成25年度 問題43 多肢選択式

本件は、薬事法の改正に伴い薬事法施行規則に医薬品の販売方法の規制にかかる規定を新設した、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の改正規定の適法性及び合憲性が争われた事案である（東京地判平22. 3. 30）。

ア 「7 公法上の当事者訴訟」

判示部分において、本件地位確認の訴えは、第一類医薬品及び第二類医薬品につき店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売をすることができる権利（地位）を有することの確認を求める訴えであり、これが、公法上の法律関係に関する確認の訴えと解することができることとされている。これは、行政事件訴訟法4条が定める当事者訴訟のうち、実質的当事者訴訟のことである。

イ 「15 営業の自由」

この訴えの中で原告は、省令の改正規定は、これまで許可を得た上で適法に行われてきた営業行為（第一類・第二類医薬品のインターネット販売）を、何らの行政処分を介在させることなく、直接全面的に禁止するものであると主張している。これに対して示された判断が、設問の判示部分であり、本問において制限される事業者の権利とは、営業の自由である。

ウ 「20 行政処分」

設問の判示部分の前提として、裁判所は、インターネット販売を行う業者のみならず、それ以外の郵便その他の方法による通信販売を行う業者全般が当該規制の対象となるのであって、特定の業者のみを規制の対象とするものではないから、本件改正規定は、限られた特定の者に対してのみ適用される規定ではないというべきであり、当該省令の規定の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないので、改正省令中の本件改正規定の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分にはあたらないというべきであるとしている。これにより、原告が本件地位確認の訴えと併合提起していた無効等確認の訴えは、裁判所の判断対象から外されることになる。

エ 「18 確認の利益」

空欄ウの解説にあるように、本件地位確認の訴えと併合提起されていた無効等確認の訴えが裁判所の判断対象から外されることになった結果、本件規制をめぐる法的な紛争解決のために有効かつ適切な手段は、本件地位確認の訴えのみということになる。このことから、本件地位確認の訴えについて、確認の利益が肯定されることになる。

以上により、アには7、イには15、ウには20、エには18が当てはまる。

平成25年度 問題44 記述式

【解答例】適法に工事ができるという法的効果であるため、訴えの利益が失われ、却下の判決がなされる。(43字)

取消訴訟の判決には、訴えが不適法であるときになされる訴訟判決と、訴えが適法であるときになされる本案判決がある。訴訟判決は、訴えが訴訟要件を具備していない場合に、訴えを不適法として却下する判決である。

訴訟要件には、処分性、原告適格、訴えの利益などがあるが、本問では、狭義の訴えの利益の有無が問われている。狭義の訴えの利益とは、行政庁の処分を現実に取り消す必要性のことであり、訴えの利益が認められなければ、訴えは却下されることになる。

判例によると、建築確認の法的効果は、適法に建築行為を行わせる効果のみであり、建築確認にかかる工事が完了した場合においては、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われる（最判昭59.10.26）。

したがって、本問では、①建築確認の法的効果が、適法に建築行為を行わせる効果のみであるため、②工事完了がBの訴えの訴訟要件のひとつである、狭義の訴えの利益を失わせ、③却下判決が下されることになる。

平成25年度 問題45 記述式

【解答例①】 AがCの追認を得ることができなかつたときは、履行又は損害賠償の請求をすることができる。(43字)

【解答例②】 Cの追認がなく、Aが制限行為能力者でなかつたときは、履行又は損害賠償を請求できる。(41字)

AはCから何らの代理権限も与えられていないにもかかわらず、Cの代理人としてBと取引行為をしている。かかる行為は無権代理であり、原則として、Cに契約の効果は帰属しない(民法113条1項)。

この場合に、BがAに対して取り得る手段は、①取消権を行使するか(同法115条)、②無権代理人への責任追及をするか(同法117条)のいずれかである。

本事例では、Bは、「本件契約を取り消さずに、本件契約に基づいて、Aに対して何らかの請求をしようと考えている」とされているため、①の取消権の行使は記述すべきでない。

そこで、無権代理人への責任追及の要件について検討する。無権代理人への責任追及をするための要件は、次のとおりである。

- ① 代理人が代理権の存在を証明することができないこと
- ② 本人が追認をなさないこと
- ③ 相手方が取消権を行使していないこと
- ④ 相手方が、代理権のないことについて善意無過失であること
- ⑤ 無権代理人が行為能力を有すること

そして、請求内容については、同法117条1項に「履行又は損害賠償の責任を負う」と規定されている。

したがって、BはAに対して、AがCの追認を得ることができなかつたときに、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。

平成25年度 問題46 記述式

【解答例①】 Aは、盗難の時から2年間、Dが支払った代価を弁償して、Dに対し指輪の返還を請求できる。(43字)

【解答例②】 Aは、6か月以内にDに50万円を支払って、所有権に基づき指輪の返還を請求することができる。(45字)

宝石店Cは、指輪について無権利者であるBから買い受けているため、所有権を取得しないのが原則である。もっとも、動産の場合には、即時取得の適用により例外的に所有権を取得することができる(民法192条)。本問のCも即時取得の要件を満たしているものと考えられる。

しかし、盗品に関しては、被害者は、盗難の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる(同法193条)。もっとも、占有者が、盗品を同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない(同法194条)。

本問において、被害者はA、占有者はDである。そして、Dは、指輪を販売している商人Cから指輪を購入し、その指輪がBが盗んできたものであるという事情について善意であったとされている。したがって、「善意で買い受けた」といえる。また、盗難の時から1年6か月後であることから、「盗難の時から2年」以内であるといえる。

したがって、Aは、盗難の時から2年間、Dが支払った50万円の代価を弁償すれば、指輪の返還を請求することができる。

正解
2

平成25年度 問題47 利益集団

1 妥当である

利益集団（または、利益団体・圧力団体）とは、ある集団の特殊利益の実現を図るために、政党や政府・各省庁など政策決定にあたる組織に働きかけ、政治的決定に影響を及ぼそうとする団体である。

2 妥当でない

公共の問題について、国民が持つ共通の意思や意見を世論という。現代の社会における世論は多様化し、既成の政党だけでは世論を吸収しきれない。そこで、利益集団の活動によって世論を示すことで、民主政治を補う機能がある。したがって、世論は利益集団の活動によっては示されないという記述は、妥当ではない。

3 妥当である

そのとおりである。なお、内閣法制局は、法律問題について内閣や各省大臣に対して意見の陳述等を行う機関である。内閣提出法案は各省庁で原案が作成されるが、内閣法制局が事前に審査を行っている。

4 妥当である

そのとおりである。なお、利益集団には、本肢に列举されているもののほか、経営者団体の代表的なものとして日本商工会議所、労働団体の代表的なものとして日本労働組合総連合会、産業団体の代表的なものとして全国農業協同組合連合会などがある。

5 妥当である

利益集団には、①政権を担うことを目的としないため、国民に対して政治責任を負わない、②団体の利益を実現するために行動しているため、他団体などの利益と衝突することがある、③特定の政党などに対する政治献金や選挙協力によって、その利益集団と密接な繋がりのある議員（族議員）が選出されることがある、などの問題点がある。

以上により、妥当でないものは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成25年度 問題48 戦後日本の外交

1 妥当でない

1951年に日本が吉田茂首相のもとで西側諸国と締結したのは、サンフランシスコ平和条約である。なお、その他の記述は正しい。

2 妥当でない

1956年に日本が鳩山一郎首相のソ連訪問において締結したのは、日ソ共同宣言である。これを契機として、東欧諸国との国交が順次結ばれ、同年、日本は国際連合への加盟を果たした。

3 妥当でない

1965年に日本は、佐藤栄作首相のもと、大韓民国との間で日韓基本条約を締結した。一方、朝鮮民主主義人民共和国との間の国交は、2002年の小泉純一郎首相の平壤訪問を機に、日本の世論が対北朝鮮批判に大きく傾き、国交正常化交渉はストップするなど、国交を回復しないまま現在に至っている。

4 妥当でない

1971年に日本は、佐藤栄作首相のもと、アメリカとの間で沖縄返還協定を結び、翌1972年には沖縄の復帰を実現した。ただし、日本がアメリカに軍事基地の提供を続けているのは、日米安全保障条約に基づいて規定された日米地位協定によるものである。

5 妥当である

1972年、田中角栄首相が中華人民共和国を訪問した際に、日中共同声明によって中華人民共和国との国交が正常化され、1978年には、福田赳夫内閣により、日中平和友好条約が締結された。

以上により、妥当なものは肢5であり、正解は5となる。

正解
4

平成25年度 問題49 戦後日本の物価の動き

1 妥当である

日本では第二次世界大戦直後に年率100%を超えるハイパー・インフレーションが起こった。その後、石炭・鉄鋼の増産によって、この経済効果を他産業に及ぼす傾斜生産方式がとられたが、復興金融金庫によって基幹産業にもたらされた融資の多くは日銀引受けの赤字公債であったため、「復金インフレ」と呼ばれた激しいインフレーションが続いた。

2 妥当である

高度経済成長が本格化した1960年代から1970年代初めまでの間に、消費者物価は年率平均5%台で上昇した。これは、主に中小企業製品や農産物、サービス価格が上昇したためである。

3 妥当である

1973年秋から1974年にかけての第一次石油危機によって卸売物価の上昇率は31.4%と高騰し、それが消費者物価にも波及し、また、列島改造ブームによる地価高騰と相まって、「狂乱物価」と呼ばれる急激な物価上昇を招いた。

4 妥当でない

1980年代後半から、低金利によって余った資金が土地や株式などに投資され、地価や株価などの資産価格を高騰させて、いわゆる「バブル経済」を招いた。

5 妥当である

1990年代以降、円高によるアジアNIESからの安価な製品の流入、大型小売店やディスカウントストアの出現などにより、「価格破壊」が起こるようになった。また、2008年のリーマン・ショック以来、消費者の低価格志向はいつそう強まり、各企業は低価格商品・サービスの提供による売上維持を目指している。

以上により、妥当でないものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成25年度 問題50 ペット

ア 誤り

新たに犬を飼い始めたときには、犬を取得した日から30日以内（生後90日以内の犬を取得した場合には、生後90日を経過した日から30日以内）に、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては区長）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、一度登録を受けた犬については、改めて登録する必要はない（狂犬病予防法4条1項、5項参照）。

イ 正しい

1950年代には多くの市区町村で犬税という地方税が導入されていたが、犬税を課す市区町村の数は次第に減少し、1982年に長野県四賀村（当時）を最後になくなった。

ウ 誤り

登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したときは、30日以内に、市町村長に届け出なければならないが（狂犬病予防法4条4項）、埋葬許可証を受け取ることや、火葬することは義務づけられていない。

エ 正しい

販売業者、貸出し業者及び展示業者による犬及び猫の午後8時から午前8時までの展示は禁止されている。またこの時間帯に、犬又は猫を顧客と接触させたり、引き渡してはならない。ただし、特定成猫（生後1年以上であり、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されている猫）の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時までの間において行うことができる。ただし、1日の特定成猫の展示時間は、12時間を超えてはならない。特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に引き渡してはならない（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則8条4号、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目5条5号イ）。

オ 誤り

2005年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により動物取扱業者の範囲が見直され、動物取扱業として新たにインターネットによる販売等の施設を持たない業が追加された。動物取扱業者は、都道府県知事（指定都市においてはその長）の登録を受けなければならない（動物の愛護及び管理に関する法律10条）。

以上により、正しいものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
1

平成25年度 問題51 就 労

ア 妥当でない

失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう（雇用保険法4条3項）。なお、15歳以上の人口のうち、就業者と労働の意思のある失業者を合わせたものを労働力人口という。これに対し、家事・通学など、労働の意思のない人口を非労働力人口という。したがって、失業者数は、労働力人口から就業者を差し引いた数として定義される。

イ 妥当でない

有効求人倍率とは、職業安定所に登録された有効求人数を有効求職者数で除した値をいい、この数値が1を上回れば労働需要のほうが多く、反対に1を下回れば労働供給のほうが多いことを意味する。

ウ 妥当である

そのとおりである。ワークシェアリングとは、労働者1人あたりの労働時間を減らして、その分で他の労働者と仕事を分かち合い、雇用の維持・創出を図ることをいう。

エ 妥当でない

ニートとは、日本では若年無業者のことをいい、総務省が行っている労働力調査において、15～34歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者をいう。

オ 妥当でない

雇止めとは、有期雇用契約において、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、使用者が突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させることをいう。

以上により、妥当なものはウだけであり、正解は1となる。

正解
2

平成25年度 問題52 独立行政法人

ア 独立行政法人にあたらぬ

日本国有鉄道は、1987年に、J R 東日本や J R 西日本など 6 つの地域別旅客鉄道会社と、1 つの貨物鉄道会社などに分割・民営化された。

イ 独立行政法人にあたらぬ

日本郵政公社が2007年に解体されたことにより、持ち株会社である日本郵政株式会社及びその傘下となる郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険が発足し、民営化が実現した。

ウ 独立行政法人にあたる

財務省の造幣局は、2003年に、独立行政法人通則法の定めるところにより、独立行政法人造幣局となった（独立行政法人造幣局法 2 条）。

エ 独立行政法人にあたる

国立公文書館は、2001年に、独立行政法人通則法の定めるところにより、独立行政法人国立公文書館となった（国立公文書館法 3 条）。

オ 独立行政法人にあたらぬ

日本銀行は、日本銀行法に基づく認可法人である。

以上により、独立行政法人にあたるものはウとエの 2 つであり、正解は 2 となる。

正解
3

平成25年度 問題53 日本の産業

1 妥当でない

日本は資源が乏しいため、燃料資源や工業原料などの大部分を海外から輸入しており、天然ガスや鉄鉱石も輸入に頼っている。なお、その他の記述は正しい。

2 妥当でない

公共事業は、バブル期の1980年代後半から1990年代前半にかけて急増したが、1990年代後半からは、公共事業の見直しにより大幅に減少した。このような動向に対応し、建設業の事業所数についてはピーク時の1990年代前半より約7%、就業者数については、ピーク時の1990年代前半より約20%減少している（2011年度現在）。

3 妥当である

中小企業庁「中小企業実態基本調査」によると、サービス産業の労働生産性は、業種によって大きなばらつきがみられ、中小企業や個人事業主が多い、卸売・小売業、飲食店、宿泊業では相対的に低い水準となっている。

4 妥当でない

日本は、農産物の輸入額が輸出額を上回る農産物純輸入国であるが、近年は、高品質な農産物の輸出にも取り組んでおり、おおむね輸出額は増加傾向で推移してきた。ただし、米の輸出量は、2007年～2012年の5年間で約2倍となっているものの、その輸出割合は、812万トンある米の国内実生産量の約0.03%にすぎない。

5 妥当でない

漁業生産量では、遠洋漁業・沖合漁業による漁獲量の大幅な低下の影響もあり、その2割を養殖に依存している。なお、沿岸漁業については、遠洋漁業・沖合漁業に比べ生産量は安定的に推移している。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成25年度 問題54 情報公開制度

1 正しい

1982年山形県金山町に最初の情報公開制度が発足し、同年に神奈川県が都道府県レベルでは最初の情報公開条例を制定した。その後、次々に全国の地方公共団体において制定されている。一方、国レベルでは、行政機関を対象とした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「行政機関情報公開法」とする。）が1999年公布、2001年施行となっている。

2 正しい

国の法律の制定順序については、肢1の解説のとおり行政機関情報公開法が2001年に施行され、続いて2002年に独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が施行されている。

3 誤り

地方自治体の情報公開条例は、通例、地方自治の本旨を目的規定に掲げている場合が多い。一方、行政機関情報公開法は1条において「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的とする旨を定めているが、知る権利は掲げられていない。

4 正しい

国の場合の請求権者は「何人も」とされている（行政機関情報公開法3条）。また地方自治体においても、「何人も」と定めるものが多い。

5 正しい

国の場合は、「政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない」とされている（同法16条1項）。一方、地方自治体においては、開示請求手数料を徴収しているのはわずかである。

以上により、誤っているものは肢3であり、正解は3となる。

正解
1

平成25年度 問題55 個人情報の取扱い

1 妥当である

行政機関の長は、開示請求があったときは、原則として開示請求にかかる行政文書を開示しなければならない（行政機関情報公開法5条柱書）。もっとも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示をしてはならない（同法5条1号）。したがって、本記述の場合において、行政文書は不開示となることがあり得る。

2 妥当でない

住民基本台帳法11条の2では、市町村長は同条第1項各号に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができるとしている。

3 妥当でない

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる（戸籍法10条1項）。

4 妥当でない

外交文書は国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、作成又は取得から30年以上が経過した行政文書は公開するのが原則とされ（外交記録公開に関する規則1条）、外交記録公開推進委員会による公開審査を終えた行政文書ファイル等は速やかに外交史料館へ移管され、特定歴史公文書等として一般の利用に供されるものとなる（同規則6条）。特定歴史公文書等については、公文書管理法16条においてその利用請求に関する規定が設けられ、原則として利用請求があった場合はこれを利用させなければならないが、個人に関する情報を適用対象外としている。したがって、30年経過した時点で一律に公開されるわけではない。

5 妥当でない

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる（行政機関個人情報保護法27条1項）。

以上により、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。

正解
4

平成25年度 問題56改題 個人データの第三者提供

1 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

弁護士法23条の2は、弁護士会は弁護士の申出によって公務所等に情報を照会することができる旨を定めている。したがって、個人情報保護法23条1項1号で規定する「法令に基づく場合」に該当し、あらかじめ本人の同意を得ずして個人情報を第三者に提供することができる。

2 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ずして個人データを第三者に提供することができる（同条1項2号）。

3 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

児童虐待の防止等に関する法律6条1項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと定めている。したがって、個人情報保護法23条1項1号で規定する「法令に基づく場合」に該当し、あらかじめ本人の同意を得ずして個人情報を第三者に提供することができる。

4 あらかじめ本人の同意を得る必要がある

本肢の場合は、同条1項各号に該当しないため、あらかじめ本人の同意を得ずして個人データを第三者に提供することができない。

5 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

本肢の場合は、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、あらかじめ本人の同意を得ずして個人情報を第三者に提供することができる（同条1項3号）。

以上により、あらかじめ本人の同意を得る必要がある場合は肢4であり、正解は4となる。

正解
2

平成25年度 問題57 / IT用語

1 妥当でない

アナログとは、連続的に変化する量を別の連続する別の量で表示することをいい、デジタルとは離散的な値で表示することをいう。よって本肢はアナログとデジタルの定義が妥当でない。

2 妥当である

ビットは情報量の基本単位、あるいは情報そのものを指す。1ビットは2進数で表され、8ビットを1バイトとしている。

3 妥当でない

キロ（K）は数学の単位としては1,000を表すが、コンピュータで扱う情報量の単位としては1,024である。よって、1KB=1,024Bであり、1,000,000Bとしている本肢は妥当でない。

4 妥当でない

日本工業規格（JIS）漢字コードでは、1つの漢字の情報量は2バイトである。

5 妥当でない

画像の符号化とは、情報量の大きい画像信号の伝送、蓄積を効率的に行うために、画像信号の圧縮をすることをいう。よって、本肢は符号化の説明が妥当でない。

以上により、妥当なものは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成25年度 問題58 文章整序

エ→イ→ア→ウ

まず、言語に論理が存在するという文と、人間が言語を主観的に捉えているということを述べている文に分けると、前者の文がイとエ、後者の文がアとウとなる。

次にそれぞれの前後を判断すると、イの「その論理」は接続詞の固有の論理を指し、「しかし」は接続詞に論理があるというエを受けて、一般に言う論理とは違うということをも補足する内容となっており、エ→イの順序であることがわかる。

さらにアとウの前後を検討すると、アは否定の形になっており、ウは肯定の形となっている。そこで、「〇〇ではなく、××である」という流れとなり、ア→ウの順序であることがわかる。

最後にエ→イとア→ウの前後を考えると、空欄の後に「わかりやすくいうと」という言葉が後述する内容と直前にある文の内容が同一のものであるということがわかり、「わかりやすくいうと」以降の文と内容が同一であるア→ウの部分の方が後になるということが判断できる。

以上により、順序として適当なものは肢5であり、正解は5となる。

正解
5

平成25年度 問題59 空欄補充

ア 経験

空欄アの前に「このような」とあり、それが「幼い頃から何度も稽古を重ね、身体に身振りを染みこませ、身体に覚えさせる」ということを指している。つまり、何度も繰り返すということを通じて、身に付けていくということであり、それを踏まえると空欄アには「経験」が入るということがわかる。

イ 表現

空欄イを含む文は、その前の「卓越者の演技方や振る舞いについてはそもそも書けない」という言葉をより正確に表現したものである。したがって、空欄イに入る言葉は「演技方や振る舞い」に対応する言葉が入るので、「表現」が入ることがわかる。

ウ 普遍

空欄ウが含まれる部分が「部分の総和以上のものである、という言葉は」というところから続いているということから考える。ゲシュタルトは心理学の言葉ではあるが、芸術のメッセージの伝わり方と共通の部分があるということで、芸術のメッセージの伝わり方が独特のものではないという結論に達していることから、空欄ウには「普遍」が入る。

以上により、空欄に入る言葉の組み合わせとして適当なものは肢5であり、正解は5となる。

正解

4

平成25年度 問題60 短文挿入

空欄に入る言葉として適当なものは肢4である

空欄の前には「同じものを伝えていくということよりも」とある。したがって、空欄には遺伝子が増えつつ伝えられていくという意味のことが入ることが前提となる。

そして、その変化を修復したり、変化によって耐性が強くなったりということは書かれておらず、遺伝子がうまくはたらかないことで病気に苦しむ人がいることから、遺伝子自体が生きものが存在していく上で、決定的な働きをしていないということもない。

また、遺伝子相互の作用については触れられておらず、肢1・2・3・5は空欄に入り得ない。

以上により、空欄に入る言葉として適当なものは肢4であり、正解は4となる。